

2020（令和2）年 10月1日

株式会社Oz 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-829-7444
理事長 池本 誠司

申入書

当会のお問い合わせに対し2020年6月8日付の「ご連絡」書面によるご回答を頂きありがとうございました。

ご回答をふまえ、下記のとおり申入れ及び要望をいたします。

つきましては、2020（令和2）年10月21日までに、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

記

貴社の契約書面について

1 申入事項

- (1) 責任免除条項につき貴社に故意または過失がある場合を除くことを明記すること
ご回答によれば「当社は一切責任を負いません」との記載がある条項（以下「責任免除条項」といいます。）について、貴社に故意または過失がある場合にまで責任を負わないという趣旨ではないとのご回答でした。消費者契約法第8条第1項各号は事業者の債務不履行により生じた損害を賠償する責任を免除する条項を無効と定めています。責任免除条項を今後も維持なさるのであれば、貴社に故意または過失がある場合を除くことを明記してください。

(2) 不返還条項の内容を見直すこと

「体験トレーニング・入会申込書」には、「ご入会後における指定料金・回数券等購入後の返金は一切致しかねます」との記載（以下「不返還条項」といいます。）があります。

トレーニングに関する貴社の契約は法的性質としては準委任契約（民法第656条、第643条）であると考えられますので、当事者の双方がいつでも解除できます（同651条第1項）。解除された場合、相手方に不利な時期に解除をした者は損害を賠償する必要がありますが（同項）、それを除いては、既にした履行の割合に応じて精算をすることとなります（同648条3項）。また、消費者契約法第9

条第1号は「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、その超える部分については無効と定めています。

貴社の不返還条項によれば、例えば消費者が貴社に申込みをし料金を全額支払った直後、まだサービスの提供を受ける前に解除を申し出たような場合にまで一切の返金はされないこととなりますが、これは消費者契約法第9条第1号に違反するものと思われます。そこで、解約がされた場合の精算について定める条項は、解約の時期に応じて具体的かつ合理的な内容を定める等、同法に違反しない内容となるよう修正してください。

2 要望事項

契約の内容を明確かつ平易にすること

ご回答によれば、貴社が現在お使いの「体験トレーニング・入会申込書」には、申込者への単なる質問事項等契約内容とはならない事項の記載と、契約内容となる事項の記載とが混在しています。そのため、消費者が負う契約上の義務の内容について、分かりにくいものとなっています。消費者契約法第3条は、事業者が消費者契約の条項を定める際に、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるように配慮を求めています。そこで、契約書面においては、契約内容となる事項及びその内容が消費者にとって分かりやすいものとなるよう、表現を修正していただくよう要望します。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 吉川、清水

TEL:048-844-8972/FAX:048-829-7444